

証券コード7049
2025年5月13日
(電子提供措置の開始日 2025年5月1日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階

株式会社 識 学
代表取締役社長 安 藤 広 大

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第10期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ir.shikigaku.jp/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株主様においては、ご自身の健康状態を考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができます。

書面又はインターネットによる議決権行使に当たっては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、3～4ページに記載のご案内に従って、2025年5月27日（火曜日）午後5時30分までに「議決権行使書が到着するようご送付」又は「インターネットでのご入力を完了」頂きますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月28日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)

2. 場 所 東京都港区芝5丁目34番7号

田町センタービル 11階

※昨年と会場が異なりますので、ご注意ください。

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第10期(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。  
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。  
お土産の配布はございません。何卒ご了承ください。

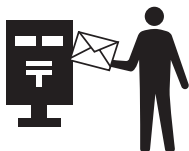
#### <株主総会当日のライブ配信について>

株主総会当日の模様を、インターネットでライブ配信いたします。具体的な視聴方法につきましては、郵送でお送りした「第10期定時株主総会招集ご通知」に同封されている「第10期定時株主総会のライブ配信に関するお知らせ」をご確認ください。

ただし、本ライブ配信からは議場での議決権行使及びご質問を承ることはできませんので、予めご了承のほどお願い申し上げます。また、配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承ください。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。



## 郵送

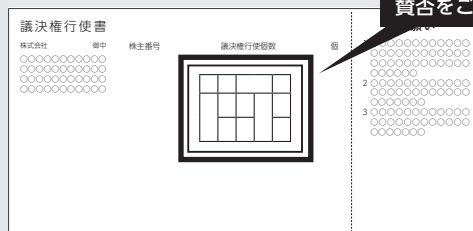
行使期限

2025年5月27日（火曜日）  
午後5時30分必着



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、折り返しご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## 議決権行使書のご記入方法



こちらに議案の  
賛否をご記入下さい。

第1号議案 → 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印  
→ 全員否認する場合 → 「否」の欄に○印  
→ 一部の候補者 → 「賛」の欄に○印  
→ を否認する場合 → をし、否認する  
候補者の番号を  
ご記入ください

第2号議案 } 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印  
第3号議案 } 否認する場合 → 「否」の欄に○印

※上記は議決権行使書のイメージとなります。



## インターネット

行使期限

2025年5月27日（火曜日）午後5時30分まで

パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。



## 株主総会へのご出席

株主総会  
日時

2025年5月28日（水曜日）  
午前10時



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ■ 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.tosyodai54.net>

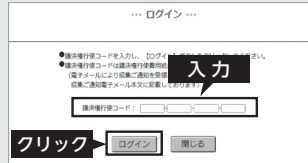


1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



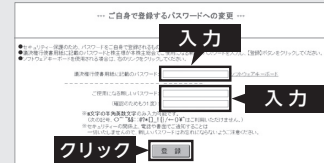
「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ■ スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。

インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

### インターネットによる議決権行使についての注意事項

- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
- ※ パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社

0120-88-0768

(受付時間：午前9時～午後9時)

# 第10期 事業報告

( 自 2024年 3 月 1 日 )  
( 至 2025年 2 月28日 )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善され、緩やかな回復が続くことが期待されております。一方で、海外における高い金利水準の継続など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

このような経営環境の中、当社グループは「識学を広める事で人々の持つ可能性を最大化する」という企業理念のもと、組織コンサルティング事業においては、コンサルタント人材の育成、コンサルタントの品質管理を徹底的に行いながら、「識学」が顧客の組織に浸透する状態を実現するべくサービス提供を行ってまいりました。スポーツエンタテインメント事業においては、2024年10月に開幕したBリーグ2024-25シーズンでB1昇格を実現するためにチーム強化への積極的な投資を行いつつ、地域密着型クラブとして認知度向上に向けたマーケティング活動やスポンサー獲得のための積極的な営業活動を行ってまいりました。VCファンド事業及びハンズオン支援ファンド事業においては、新進気鋭スタートアップ投資事業有限責任組合が新たに8社に対して出資を実施しました。また、新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合が、新たに2社に対して出資を実施しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は5,369,123千円（前年同期比11.2%増）、営業利益は330,878千円（前年同期は営業損失113,225千円）、経常利益は356,562千円（前年同期は経常損失111,191千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は426,572千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失97,760千円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(組織コンサルティング事業)

#### ① マネジメントコンサルティングサービス

当連結会計年度においては、コンサルタントの育成を継続してまいりました。

この結果、当連結会計年度末時点の累計契約社数は4,686社(前連結会計年度末は4,217社)となりました。当連結会計年度のマネジメントコンサルティングサービス売上高は2,639,465千円(前年同期比5.1%増) となりました。

## ②プラットフォームサービス

当連結会計年度においては、2020年9月よりサービス提供を開始した「識学」に基づく組織運営が“定着”するまで継続的に運用支援を行う「識学 基本サービス」の拡販に注力してまいりました。

「識学 基本サービス」には、「識学」が組織に徹底できている状態を5つの軸と6段階のフェーズに分類し、フェーズの診断を実施することで顧客が解決すべき組織課題を明確にする機能があります。この機能により明確になった組織課題に対してコンサルタントが課題解決に向けたサポートを実施することによって「識学 基本サービス」に対する顧客満足度の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度末における識学基本サービスの契約社数は631社（前連結会計年度末は699社）、識学基本サービスライトの契約社数は422社（前連結会計年度末は309社）、識学クラウドの契約社数は39社（前連結会計年度末は83社）となりました。

また、当連結会計年度のプラットフォームサービス売上高は2,064,130千円（前年同期比18.6%増）となりました。

上記の結果、当連結会計年度の組織コンサルティング事業における売上高は4,703,595千円（前年同期比10.7%増）、営業利益は528,055千円（前年同期比490,347千円増）となりました。

## （スポーツエンタテインメント事業）

当連結会計年度においては、B1リーグへの昇格を目指してチームの強化を行いながら「地域密着型クラブ」として地域スポーツ振興を普及することを目的とした取り組みを行ってまいりました。当連結会計年度においては、2024-25シーズンのスポンサー獲得に向けた営業活動及び企業版ふるさと納税のさらなる拡充に向けた地方公共団体との連携強化に努めてまいりました。2024-25シーズンに向けたスポンサーからの受注額は297,163千円（前年同期比6.6%増）と順調に推移したものの、チーム強化に向けたチーム運営費への継続的な投資を行ったことによりコストが先行することとなりました。

上記の結果、当連結会計年度におけるスポーツエンタテインメント事業の売上高は610,043千円（前年同期比10.7%増）、営業損失は66,584千円となりました。

#### (VCファンド事業)

当連結会計年度においては、「組織力」や「成長する組織への転換」に着目した投資を行い、投資先企業への「識学」導入による組織改善によって成長を支援するベンチャーキャピタルファンドを運営し、新進気鋭スタートアップ投資事業有限責任組合は新たに8社に対して出資を実施するなど、積極的な投資を行ってまいりました。また、売却による投資回収が2件発生しました。

この結果、当連結会計年度におけるVCファンド事業の売上高は55,483千円、営業損失は109,907千円となりました。

#### (ハンズオン支援ファンド事業)

当連結会計年度においては、投資先のEXIT(IPO/M&A等)によるキャピタルゲインを収益源とする「組織改善支援×金融・ファイナンス支援」という独自性を持ったハンズオン支援ファンドを運営してまいりました。新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合が、新たに2社に対して出資を実施しました。

この結果、当連結会計年度におけるハンズオン支援ファンド事業の営業損失は20,442千円となりました。

#### (2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は、総額で95,200千円であり、その主なものは、スポーツエンタテインメント事業に伴う設備工事、什器備品等であります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                           | 第7期<br>(2022年2月期) | 第8期<br>(2023年2月期) | 第9期<br>(2024年2月期) | 第10期<br>(2025年2月期)<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                    | 3,823,773         | 4,458,325         | 4,829,829         | 5,369,123                       |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                           | 346,988           | △73,095           | △111,191          | 356,562                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | 224,911           | △252,103          | △97,760           | 426,572                         |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円)            | 29.06             | △31.18            | △11.13            | 50.06                           |
| 総 資 産 (千円)                                    | 4,089,513         | 4,724,968         | 4,560,027         | 4,895,179                       |
| 純 資 産 (千円)                                    | 2,731,954         | 2,962,264         | 3,085,160         | 3,437,402                       |
| 1株当たり純資産 (円)                                  | 290.33            | 266.49            | 254.58            | 292.55                          |

(注) 記載金額（1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）及び1株当たり純資産は除く）は、千円未満を切り捨てて記載しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                   | 資本金       | 出資比率  | 事業内容                                                                               |
|-----------------------|-----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 識学1号投資事業有限責任組合        | 341,000千円 | 14.6% | ベンチャーキャピタル業務                                                                       |
| 福島スポーツエンタテインメント株式会社   | 10,000千円  | 88.6% | プロバスケットボールチーム"福島ファイヤーボンズ"の運営<br>プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(B.LEAGUE)の試合興行<br>グッズ・チケット販売 |
| 識学2号投資事業有限責任組合        | 711,000千円 | 7.0%  | ベンチャーキャピタル業務                                                                       |
| 新進気鋭スタートアップ投資事業有限責任組合 | 750,000千円 | 53.2% | ベンチャーキャピタル業務                                                                       |

(注) 1. 識学1号投資事業有限責任組合、識学2号投資事業有限責任組合、及び新進気鋭スタートアップ投資事業有限責任組合の「資本金」欄は、出資約束金額の総額を記載しております。  
2. 上記に含まれない連結子会社は2社あります。

## (6) 対処すべき課題

### ① 識学について正しく・広く認知される仕組みの構築

#### (i) コンサルタント人材の確保

外部の方に識学を正しく理解頂くためには、理論を正確に理解し、顧客に解説できるコンサルタントが必須であるため、優秀な人材の獲得が重要であります。当社は、現在組織運営そのものを識学に基づいて行い、役割と権限の明確化により権限内であらゆることに挑戦できる環境と、成果が報酬に反映される明確な評価制度を構築し、優秀な人材が更なる成長感を求めて入社する環境を整えております。今後は本制度の改善と運用の徹底により、人材の内発的動機が自然発生する状態にしつつ、人材紹介会社等を通じた採用活動により、人員計画の達成を図ってまいります。

#### (ii) コンサルタント育成の仕組み化

当社では、入社からコンサルタント認定の獲得までの期間はコンサルタント育成の期間とし、マニュアル・FAQ・動画確認・OJT・ロールプレイング等の手段を用いて、その学びの時間に集中させる仕組みを構築しております。今後はそのノウハウをさらに高めることで育成リードタイムの短縮に取り組んでまいります。

#### (iii) 認知度向上を目的とした識学の活用

識学は人の意識構造を研究した独自の理論であるため、学生や社会人のスポーツチーム、学校の教育コミュニティ、更には家庭まで、さまざまな集団で発生する課題に対して解決策を提供することが可能であると考えております。これらの集団で識学を実践し、実績を積み上げることが、当社の更なる認知度向上の手段としても有効であると考えているため、これらの集団に対する識学の提供についても取り組んでまいります。

### ② 販売経路や機会の多様化・拡大

当社は、当社の潜在的な見込顧客とネットワークを有する法人と提携し、顧客紹介の代理店を増やしております。また、当社ではパートナー制度を導入しております。当該制度では、パートナー契約の締結を基本とし、当該パートナー企業の役職員が識学のコンサルタントとなり、最終的にはパートナー企業単独で識学サービスを提供します。更には、M&Aや事業承継等に代表される組織文化や風土が変革される前後においても、識学の活用は有効であるため、当該分野にネットワークを有する法人との連携も視野に入れた需要の取込施策も検討してまいります。これらの施策は、当社単独では効率的な開拓ができないエリアや業界に識学を普及させる手段として有効であると考えており、これにより経路別契約数の多様化を図ってまいります。

### ③ 提供するサービス品質の維持・向上

識学コンサルタントの品質が、顧客組織への浸透にとってキーとなります。そのため、一度認定されたコンサルタントであっても月に1度の品質確認テストを受験し、一定基準を下回った場合には、再学習するという仕組みを構築しております。また、当該品質確認テストは、コンサルティング現場で発生した実際のFAQや隣接部門が習得した新たなノウハウで横展開できそうなものから出題されるため、コンサルタント品質の向上にも寄与する取組となっております。また今後は、サービス品質のみならず、識学社員としての品質向上を目的に、マナーや行動規範についてもチェックします。

### ④ 経営管理体制の強化

当社は、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制の更なる充実・強化が課題であると認識しており、株主様、ステークホルダーの皆様に信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくとともに、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

(7) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

| 事業区分                          | 事業内容                                                                                                                                     |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組 織 コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識学を用いたマネジメントコンサルティングサービス</li> <li>・識学を用いた組織運営を補助するプラットフォームサービス</li> </ul>                        |
| ス ポ ー ツ エ ン タ テ ィ ン メ ン ト 事 業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロバスケットボールチーム"福島ファイヤーボンズ"の運営</li> <li>・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(B.LEAGUE)の試合興行グッズ・チケット販売</li> </ul> |
| V C フ ァ ン ド 事 業               | ベンチャーキャピタル業務                                                                                                                             |
| ハ ン ズ オ ン 支 援 フ ァ ン ド 事 業     | ベンチャーキャピタル業務                                                                                                                             |

(8) 主要な事業所（2025年2月28日現在）

①当社

| 名称        | 所在地         |
|-----------|-------------|
| 本 社       | 東 京 都 品 川 区 |
| 大 阪 支 店   | 大 阪 市 中 央 区 |
| 福 岡 支 店   | 福 岡 市 中 央 区 |
| 名 古 屋 支 店 | 名 古 屋 市 中 区 |

②子会社

| 名称                                        | 所在地         |
|-------------------------------------------|-------------|
| 識 学 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合               | 東 京 都 品 川 区 |
| 福 島 ス ポ ー ツ エ ン タ テ ィ ン メ ン ト 株 式 会 社     | 福 島 県 郡 山 市 |
| 識 学 2 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合               | 東 京 都 品 川 区 |
| 新 進 気 鋭 ス タ ー ト ア ッ プ 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 | 東 京 都 品 川 区 |

(9) 従業員の状況（2025年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数     | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|
| 257名（8名） | 19名増        |

（注）従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト）は、年間の平均人数を計算し（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 227名（5名） | 16名増      | 37.5歳 | 3年1ヶ月  |

（注）従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト）は、年間の平均人数を計算し（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2025年2月28日現在）

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 150,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 74,982千円  |
| 株式会社常陽銀行     | 50,060千円  |
| 株式会社東京スター銀行  | 50,000千円  |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 20,097千円  |

2. 会社の株式に関する事項（2025年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,132,996株（自己株式725,021株を含む）
- (3) 株主数 8,728名
- (4) 大株主

| 株 主 名                 | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------|------------|---------|
| 安藤 広大                 | 2,251,300株 | 26.77%  |
| 株式会社A R S             | 1,120,000株 | 13.32%  |
| 福富 謙二                 | 1,099,700株 | 13.07%  |
| 株式会社ティーケーピー           | 860,500株   | 10.23%  |
| 楽天証券株式会社              | 216,200株   | 2.57%   |
| 梶山 啓介                 | 156,311株   | 1.85%   |
| 識学従業員持株会              | 119,100株   | 1.41%   |
| 株式会社五十畑               | 55,000株    | 0.65%   |
| J P L L C - C L J P Y | 43,600株    | 0.51%   |
| 株式会社カーセブンデジフィールド      | 38,000株    | 0.45%   |

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 13. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の名称           | 第1回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 発行決議日              | 2017年2月20日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の数            | 10個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 保有者数               | 取締役2名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式60,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の払込金額         | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の行使価額         | 1株につき84円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 権利行使期間             | 2019年3月1日から<br>2027年2月20日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 行使の条件              | <p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退社、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。</p> <p>④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> |

(注) 2018年11月3日付で普通株式1株につき2,000株の割合で、2019年6月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。「新株予約権の目的である株式の種類と数」、「新株予約権の行使価額」は株式分割後の数値を記載しております。

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の名称           | 第8回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 発行決議日              | 2024年6月12日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の数            | 1,600個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 保有者数               | 取締役2名<br>当社取締役を兼務していない上級執行役員1名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式160,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の払込金額         | 1株につき560円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使価額         | 1株につき1円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 権利行使期間             | 2026年6月1日から<br>2034年5月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 行使の条件              | <p>(1) 本新株予約権の付与を受けた者は、本新株予約権を行使する時点において、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年退職により退職した場合、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>(2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(3) 本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨の場合を除き、取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。</p> <p>①禁錮刑以上の刑に処せられた場合</p> <p>②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）</p> <p>③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合</p> <p>④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合</p> |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>行 使 の 条 件</p> | <p>⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合</p> <p>⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合</p> <p>⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合</p> <p>⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合</p> <p>⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合</p> <p>(4) 本新株予約権者は、上記第(1)号から第(3)号の規定において、本新株予約権を行使することができることを条件に、以下に定める日から、以下に定める割合ずつ権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という）。但し、本新株予約権者が上記第(2)号から第(3)号に定める事実該当するに至った場合は、当該時点以降のベスティングは中止し、本新株予約権者が休職期間中にある期間は、ベスティングされないものとする。なお、ベスティングされる本新株予約権の数については、割当時点において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の端数についてはこれを切り捨てる。但し、上記第(1)号但書に基づいて本新株予約権を行使することができる場合は本項は適用されない。</p> <p>(イ) 割当日後に終了する当社のある事業年度における有価証券報告書に記載された、親会社株主に帰属する当期純利益額が2025年2月期の連結業績予想の親会社株式に帰属する当期純利益額の37百万円より10%超過であったとき、また2025年2月末における株価が2024年2月末の501円より10%超過であったとき、割り当てられた新株予約権の総数の25%まで</p> |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>行 使 の 条 件</p> | <p>(□) 割当日後に終了する当社のある事業年度における有価証券報告書に記載された、親会社株主に帰属する当期純利益額が2025年2月期の連結業績予想の親会社株式に帰属する当期純利益額の37百万円より20%超過であったとき、また2025年2月末における株価が2024年2月末の501円より20%超過であったとき、割り当てられた新株予約権の総数の50%まで</p> <p>(ハ) 割当日後に終了する当社のある事業年度における有価証券報告書に記載された、親会社株主に帰属する当期純利益額が2025年2月期の連結業績予想の親会社株式に帰属する当期純利益額の37百万円より30%超過であったとき、また2025年2月末における株価が2024年2月末の501円より30%超過であったとき、割り当てられた新株予約権の総数の75%まで</p> <p>(二) 割当日後に終了する当社のある事業年度における有価証券報告書に記載された、親会社株主に帰属する当期純利益額が2025年2月期の連結業績予想の親会社株式に帰属する当期純利益額の37百万円より40%超過であったとき、また2025年2月末における株価が2024年2月末の501円より40%超過であったとき、割り当てられた新株予約権の総数の100%まで</p> |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年2月28日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                       |
|---------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 安 藤 広 大 | 株式会社ARS 代表取締役<br>合同会社KDI 代表社員<br>株式会社アイエンター 社外取締役                                                                                                                  |
| 取締役副社長  | 梶 山 啓 介 | 営業本部長                                                                                                                                                              |
| 取締役     | 松 村 寛   | SIVEXリスクマネジメント株式会社 代表取締役<br>SIVEX株式会社 代表取締役社長<br>Pleco Investment and Consulting Pte.LTD. CEO 兼<br>Reperesentative for Japan<br>Garam Insurance PCC Ltd 最高経営責任者CEO |
| 取締役     | 大 野 一 美 | 株式会社パチュラAK代表取締役（現任）                                                                                                                                                |
| 常勤監査役   | 芝 田 誠   |                                                                                                                                                                    |
| 監査役     | 小 泉 勝 巳 | 小泉公認会計士事務所 代表<br>株式会社プレライズ 代表取締役<br>福島スポーツエンタテインメント株式会社 監査役                                                                                                        |
| 監査役     | 松 本 卓 也 | 株式会社カイトテクノロジー 社外取締役<br>阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー/福岡オフィス所長                                                                                                                |

- (注) 1. 取締役の松村寛氏、大野一美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の芝田誠氏、小泉勝巳氏、及び松本卓也氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の小泉勝巳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役の松本卓也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役の松村寛氏及び大野一美氏、監査役の芝田誠氏、小泉勝巳氏、及び松本卓也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

| 役 名    | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                |
|--------|---------|---------------------------------------------|
| 上級執行役員 | 池 浦 良 祐 | 経営推進本部長<br>事業推進部長<br>新生識学パートナーズ株式会社 代表取締役社長 |

(2) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は原則として当社が負担しており、特約の一部を役員負担としております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月11日開催の取締役会決議によって決定方針を定めております。

(a)基本方針

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬等の非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、経営に対する独立性を重視し、基本報酬のみを支払うこととする。

(b)基本報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額又はその算定方法の決定方針

各取締役の職責、貢献度、及び執行状況並びに会社の業績や経済状況等を勘案し決定するものとする。

(c)非金銭報酬等がある場合には、その内容及び非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定方針

当社の業務執行取締役は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式及びストック・オプションを付与するものとします。

譲渡制限付株式報酬は、一定期間の継続勤務を条件に、譲渡制限付株式を事前交付するインセンティブ制度です。譲渡制限付株式報酬の数の算定方法の決定に関する方針として、付与数は役位に応じて決定するものとする。報酬を与える時期、条件の決定に関する方針は今後の企業価値及び業績拡大を実現するにあたって、取締役会の審議の結果、必要と判断した際に支給するものとする。

ストック・オプションは、新株予約権の数の算定方法の決定に関する方針として、付与数は役位に応じて決定するものとする。報酬を与える時期、条件の決定に関する方針は今後の企業価値及び業績拡大を実現するにあたって、取締役会の審議の結果、必要と判断した際に支給するものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該臨時株主総会終結時点の取締役員数は4名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年5月27日開催の第5期定時株主総会において、株式報酬の額を年額80百万円以内、株式数の上限を年100,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名です。

さらに、上記の当該金銭報酬及び株式報酬とは別枠で、2022年5月27日開催の第7期定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額300百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役個人別の報酬額については、取締役会の諮問機関として設置する指名報酬委員会が審議・決定した各取締役の報酬額案を取締役に提示し、審議を経て取締役会決議により決定されるものとしております。

なお、当社取締役会は取締役個人別の報酬案が役員報酬に関する社内基準に基づいていることを確認していることから、その内容が決定方針に沿ったものであると判断しております。

④ 監査役の報酬の内容の決定に関する方針等

当社の監査役に対する報酬等については、固定報酬である「基本報酬」のみとし、各監査役の基本報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各監査役の職務の内容や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定しております。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円)     |             |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------|--------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等   |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 66,819<br>(8,400)  | 64,904<br>(8,400)  | －<br>(－)    | 1,914<br>(－) | 5<br>(3)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,000<br>(12,000) | 12,000<br>(12,000) | －           | －            | 3<br>(3)              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は売上高であり、当該業績指標を選定した理由は、当期の業務執行の成果を最も客観的に図ることができるかと判断したためであります。なお、業績連動報酬等の額の算定方法は、目標値に対する達成度合いに応じた算定方法としております。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく費用計上額を記載しております。
4. 非金銭報酬等として取締役に對してストック・オプションを付与しております。当該ストック・オプションの内容及びその付与状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。
5. 上記の取締役の対象となる役員の員数には、2025年4月4日の辞任届をもって退任した取締役1名を含んでおります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役松村寛氏は、SIVEXリスクマネジメント株式会社の代表取締役、SIVEX株式会社の代表取締役社長、Pleco Investment and Consulting Pte.LTD. のCEO 兼 Representative for Japan、Garam Insurance PCC Ltdの最高経営責任者CEOを兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外取締役大野一美氏は、株式会社ペチュラAK代表取締役を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外監査役小泉勝巳氏は、小泉公認会計士事務所の代表及び株式会社プレライズの代表取締役を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外監査役松本卓也氏は、株式会社カイトテクノロジーの社外取締役、及び阿部・井窪・片山法律事務所のパートナー/福岡オフィス所長を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                       |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 松 村 寛   | 当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、機関投資家としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                                          |
| 取締役 | 大 野 一 美 | 2024年5月の就任後、10回開催された取締役会のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                                      |
| 監査役 | 芝 田 誠   | 当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、当社以外での取締役、監査役としての豊富な経験及び見識に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 小 泉 勝 巳 | 当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。                |
| 監査役 | 松 本 卓 也 | 当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。                  |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## ③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役松村寛氏は、海外企業でのCEOの経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対して有用な助言・提案等を期待されており、在任期間中における同氏の助言・提案等によって当社の経営体制が更に強化されたものと判断しております。

社外取締役大野一美氏は、日系・外資系企業、政府系銀行などの起業支援組織及び、自身の経営する法人にて豊富な経験と幅広い見識を有しており、女性取締役としてジェンダーや多様性の観点からも当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導を頂いており、在任期間中における同氏の助言・提案等によって当社の経営体制が更に強化されたものと判断しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                    | 報酬等の額    |
|------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額             | 33,705千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 37,905千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、同監査人による監査を継続することといたしました。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任を達成するため、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図る。
- ・ 市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
- ・ 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ・ 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- ・ 内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ・ 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報者制度規程」を備え、これを周知し、運営する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ・ 「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ・ 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
  - ・取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
  - ・取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速な業務を執行する。
  - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社の事前承認を必要とする事項や当社への報告を必要とする事項を「関係会社管理規程」に定め、子会社から当社へ適時適切に報告等が行われる体制を整備する。
  - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社の経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクの排除又は軽減に努めるよう指導する。また、不測の事態が発生した場合、子会社での迅速な対応を支援するため、子会社から当社への報告体制を構築する。
  - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社の経営計画の進捗状況について、定期的に報告を求め、当社から経営計画の達成のための指導を行う。
  - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制  
当社グループの共有行動基準として『識学』を子会社に周知する。また、子会社で生じた内部通報について、その内容及び状況が適切に報告される体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- ⑦ 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
  - ・ 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- ⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
  - ・ 監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当事業年度において取締役会は13回開催され、取締役及び監査役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役2名、社外取締役2名の4名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。

② リスク管理体制

内部監査担当において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

③ コンプライアンス管理体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。また、コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス違反の有無をモニタリングすることにより、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

④ 監査役の監査体制

監査役会を14回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施すると共に、取締役会への出席や代表取締役社長との定期的な会合をもつことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査を通じて業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としています。

当社は、定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けております。なお、当事業年度においては、経営体質及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、無配といたしました。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                |                  |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>4,150,368</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,346,081</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 2,312,580        | 1年内返済予定の長期借入金          | 238,870          |
| 売 掛 金                  | 574,587          | 未 払 金                  | 222,162          |
| 営 業 投 資 有 価 証 券        | 993,292          | 未 払 費 用                | 280,413          |
| 商 品                    | 8,918            | 未 払 法 人 税 等            | 227,296          |
| 貯 蔵 品                  | 1,632            | 前 受 金                  | 308,011          |
| 前 払 費 用                | 243,960          | そ の 他                  | 69,327           |
| そ の 他                  | 25,614           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>111,695</b>   |
| 貸 倒 引 当 金              | △10,217          | 長 期 借 入 金              | 106,269          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>744,811</b>   | 繰 延 税 金 負 債            | 5,426            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>150,242</b>   | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,457,777</b> |
| 建 物 (純 額)              | 98,439           | 純 資 産 の 部              |                  |
| 工具、器具及び備品 (純額)         | 13,861           |                        |                  |
| 建 設 仮 勘 定              | 37,941           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,458,599</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>104,182</b>   | 資 本 金                  | 10,000           |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 104,182          | 資 本 剰 余 金              | 2,287,553        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>490,386</b>   | 利 益 剰 余 金              | 651,279          |
| 投 資 有 価 証 券            | 91,272           | 自 己 株 式                | △490,234         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 70,498           | その他の包括利益累計額            | 1,157            |
| そ の 他                  | 328,815          | その他有価証券評価差額金           | 1,157            |
| 貸 倒 引 当 金              | △200             | 新 株 予 約 権              | 76,555           |
|                        |                  | 非 支 配 株 主 持 分          | 901,090          |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>3,437,402</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>4,895,179</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>4,895,179</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

( 自 2024年 3 月 1 日 )  
( 至 2025年 2 月28日 )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 5,369,123 |
| 売 上 原 価               |         | 1,631,927 |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,737,195 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 3,406,316 |
| 営 業 利 益               |         | 330,878   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益     | 330     |           |
| 受 取 利 息               | 1,043   |           |
| 助 成 金 収 入             | 14,972  |           |
| 違 約 金 収 入             | 6,000   |           |
| 消 費 税 差 額             | 3,972   |           |
| そ の 他                 | 10,878  | 37,196    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 4,523   |           |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失   | 3,633   |           |
| そ の 他                 | 3,355   | 11,513    |
| 経 常 利 益               |         | 356,562   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 203,022 |           |
| 知 的 財 産 権 譲 渡 益       | 10,000  | 213,022   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 569,585   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 231,091 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △13,721 | 217,370   |
| 当 期 純 利 益             |         | 352,215   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 (△)   |         | △74,357   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |         | 426,572   |

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2024年 3 月 1 日 )  
( 至 2025年 2 月28日 )

(単位：千円)

|                                | 株主資本                                |           |         |           |           |
|--------------------------------|-------------------------------------|-----------|---------|-----------|-----------|
|                                | 資本金                                 | 資本剰余金     | 利益剰余金   | 自己株式      | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                      | 10,000                              | 2,287,553 | 224,707 | △290,245  | 2,232,015 |
| 当 期 変 動 額                      |                                     |           |         |           |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益        |                                     |           | 426,572 |           | 426,572   |
| 自 己 株 式 の 取 得                  |                                     |           |         | △199,988  | △199,988  |
| 新 株 予 約 権 の 発 行                |                                     |           |         |           | －         |
| 新株予約権の取得及び消却                   |                                     |           |         |           | －         |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額 ) |                                     |           |         |           |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                  | －                                   | －         | 426,572 | △199,988  | 226,583   |
| 当 期 末 残 高                      | 10,000                              | 2,287,553 | 651,279 | △490,234  | 2,458,599 |
|                                | その他の<br>包括利益累計額<br>その他有価証券<br>評価差額金 | 新株予約権     | 非支配株主持分 | 純資産合計     |           |
|                                |                                     |           |         |           |           |
| 当 期 首 残 高                      | 4,201                               | 46,996    | 801,948 | 3,085,160 |           |
| 当 期 変 動 額                      |                                     |           |         |           |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益        |                                     |           |         | 426,572   |           |
| 自 己 株 式 の 取 得                  |                                     |           |         | △199,988  |           |
| 新 株 予 約 権 の 発 行                |                                     | 32,003    |         | 32,003    |           |
| 新株予約権の取得及び消却                   |                                     | △2,443    |         | △2,443    |           |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額 ) | △3,043                              |           | 99,142  | 96,098    |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                  | △3,043                              | 29,559    | 99,142  | 352,242   |           |
| 当 期 末 残 高                      | 1,157                               | 76,555    | 901,090 | 3,437,402 |           |

## 連 結 注 記 表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 6 社

連結子会社の名称 識学 1 号投資事業有限責任組合  
福島スポーツエンタテインメント株式会社  
識学 2 号投資事業有限責任組合  
新進気鋭スタートアップ投資事業有限責任組合  
株式会社識学グロースキャピタルパートナーズ  
福島ウェルネス株式会社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 2 社

主要な関連会社の名称 新生識学パートナーズ株式会社  
新生識学成長支援 1 号投資事業有限責任組合

##### ②持分法を適用していない関連会社の状況

開成山クロスフィールド郡山株式会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、識学 1 号投資事業有限責任組合の決算日は 9 月 30 日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12 月 31 日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

福島スポーツエンタテインメント株式会社の決算日は 6 月 30 日であります。連結計算書類の作成にあたっては、2 月 28 日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用して連結決算を行っております。

識学2号投資事業有限責任組合の決算日は5月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、11月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

新進気鋭スタートアップ投資事業有限責任組合の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用して連結決算を行っております。

その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ.有価証券

###### その他有価証券

市場価格のない株式等（営業投資有価証券を含む）以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等（営業投資有価証券を含む）

移動平均法による原価法を採用しております。

###### 投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

###### ロ.棚卸資産

###### 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

###### 貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

### 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を含む）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|    |       |
|----|-------|
| 建物 | 8～39年 |
|----|-------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 工具、器具及び備品 | 4～15年 |
|-----------|-------|

### 無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

## ③重要な引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ④繰延資産の処理方法

### 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

## ⑤収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### イ．組織コンサルティング事業

#### マネジメントコンサルティングサービス

当サービスにおいては、主にマンツーマントレーニングである「マスタートレーニング」をはじめとした識学に基づく組織運営を導入・浸透させ、組織の生産性を上げるサービスを提供しております。当該履行義務は顧客にサービスを提供した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

#### プラットフォームサービス

当サービスにおいては、主に識学による組織運営が定着するための継続的な運用支援を行う「識学 基本サービス」を提供しております。当該履行義務は月毎のサービス提

供時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

ロ. スポーツエンタテインメント事業

当事業においては、プロバスケットボールチーム「福島ファイヤーボンズ」の運営を行っており、主にスポンサー契約による選手ユニフォームや試合会場内看板等にスポンサー企業の社名やロゴを掲載しております。当該履行義務は、スポンサー契約期間にわたって充足されると判断し、当該契約期間にわたり、収益を認識しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

営業投資有価証券及び投資有価証券（市場価格のない株式等）の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| 科目名       | 当連結会計年度   |
|-----------|-----------|
| 営業投資有価証券  | 966,044千円 |
| 投資有価証券（注） | 62,142千円  |

(注) 持分法の適用を除外した関連会社株式は除きます。

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

市場価格のない株式等である営業投資有価証券及び投資有価証券の取得原価は、取得時の持分純資産価額に超過収益力等を反映した実質価額に基づいて計上されていますが、財政状態の悪化や超過収益力等の毀損状況により実質価額が著しく低下したときは、減損処理を実施することとしております。

減損処理を実施していない営業投資有価証券及び投資有価証券については、投資先における市場環境の変化、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等から、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、超過収益力等は毀損しておらず、実質価額は著しく低下していないと判断しています。なお、見積りに用いた投資先事業計画の不確実性は高く、実質価額が著しく低下した場合には、営業投資有価証券及び投資有価証券の減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 71,734千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 9,132,996株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

普通株式 213,100株

#### 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は上場株式、非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

短期借入金、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金融機関からの借入により調達しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

( i )信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

( ii )市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替及び金利の変動リスクについては、常時モニタリングしており、リスクの軽減に努めております。上場株式については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

( iii )資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新すると共に、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（営業投資有価証券を含む）は、次表には含めておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

|                                | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額     |
|--------------------------------|----------------|---------|--------|
| (1) 営業投資有価証券                   | 27,248         | 27,248  | －      |
| (2) 投資有価証券                     | 16,629         | 16,629  | －      |
| 資産計                            | 43,878         | 43,878  | －      |
| (1) 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金含む) | 345,139        | 337,312 | △7,826 |
| 負債計                            | 345,139        | 337,312 | △7,826 |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

「現金及び預金」及び「売掛金」については、現金であること及び短期で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「投資有価証券」の時価については、株式は取引所の価格によっております。

「長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)」の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等（営業投資有価証券を含む）の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 1,040,686  |

(注3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

| 区分       | 時価     |      |      |        |
|----------|--------|------|------|--------|
|          | レベル1   | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 営業投資有価証券 | 27,248 | —    | —    | 27,748 |
| 投資有価証券   | 16,629 | —    | —    | 16,629 |
| 資産計      | 43,878 | —    | —    | 43,878 |

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |         |      |         |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 | －    | 337,312 | －    | 337,312 |
| 負債計   | －    | 337,312 | －    | 337,312 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| セグメント区分            | 当連結会計年度   |
|--------------------|-----------|
| 組織コンサルティング事業       |           |
| マネジメントコンサルティングサービス | 2,639,465 |
| プラットフォームサービス       | 2,064,130 |
| スポーツエンタテインメント事業    | 610,043   |
| VCファンド事業           | 55,483    |
| 顧客との契約から生じる収益      | 5,369,123 |
| 外部顧客への売上高          | 5,369,123 |

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約負債である前受金は、顧客からサービス料金を一括で受領すること等による前受金で、サービス提供時点又はサービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。

当連結会計年度における当社グループの契約残高の内訳は以下のとおりであります。連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に計上しており、契約負債は「前受金」に計上しております。

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度 |
|---------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 |         |
| 売掛金(期首残高)     | 536,320 |
| 売掛金(期末残高)     | 574,587 |
| 契約負債          |         |
| 前受金(期首残高)     | 292,854 |
| 前受金(期末残高)     | 308,011 |

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 292円55銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 50円06銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                |                  |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>2,791,210</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,185,190</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,708,156        | 1年内返済予定の長期借入金          | 238,870          |
| 売 掛 金                  | 555,797          | 未 払 金                  | 176,957          |
| 貯 蔵 品                  | 1,631            | 未 払 法 人 税 等            | 225,767          |
| 前 払 費 用                | 371,998          | 未 払 費 用                | 270,176          |
| 営 業 投 資 有 価 証 券        | 157,583          | 前 受 金                  | 208,780          |
| そ の 他                  | 6,032            | 預 り 金                  | 11,378           |
| 貸 倒 引 当 金              | △9,988           | そ の 他                  | 53,260           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,240,679</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>106,269</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>99,659</b>    | 長 期 借 入 金              | 106,269          |
| 建 物 (純 額)              | 94,983           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,291,459</b> |
| 工具、器具及び備品 (純額)         | 4,676            | 純 資 産 の 部              |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>135,256</b>   | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,661,323</b> |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 135,256          | 資 本 金                  | 10,000           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,005,763</b> | 資 本 剰 余 金              | 2,287,553        |
| 投 資 有 価 証 券            | 38,178           | 資 本 準 備 金              | 1,095,944        |
| 関 係 会 社 株 式            | 14,184           | そ の 他 資 本 剰 余 金        | 1,191,609        |
| その他の関係会社有価証券           | 486,985          | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>854,004</b>   |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 80,000           | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 854,004          |
| 長 期 前 払 費 用            | 150,884          | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 854,004          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 68,407           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△490,234</b>  |
| そ の 他                  | 167,322          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等        | 2,551            |
| 貸 倒 引 当 金              | △200             | その他有価証券評価差額金           | 2,551            |
|                        |                  | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>76,555</b>    |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,740,430</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>4,031,890</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>4,031,890</b> |

# 損 益 計 算 書

( 自 2024年 3 月 1 日 )  
( 至 2025年 2 月28日 )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売 上 高           |         | 4,703,595 |
| 売 上 原 価         |         | 946,194   |
| 売 上 総 利 益       |         | 3,757,401 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 3,352,402 |
| 営 業 利 益         |         | 404,999   |
| 営 業 外 収 益       |         |           |
| 投資事業組合運用益       | 34,919  |           |
| 業務受託収入          | 59,406  |           |
| 受 取 利 息         | 1,032   |           |
| 違 約 金 収 入       | 6,000   |           |
| 消 費 税 差 額       | 3,972   |           |
| そ の 他           | 9,267   | 114,598   |
| 営 業 外 費 用       |         |           |
| 支 払 利 息         | 4,439   |           |
| 自 己 株 式 取 得 費 用 | 897     |           |
| 雑 損 失           | 1,314   |           |
| そ の 他           | 458     | 7,109     |
| 経 常 利 益         |         | 512,488   |
| 特 別 利 益         |         |           |
| 投資有価証券売却益       | 145,043 |           |
| 知的財産権譲渡益        | 10,000  | 155,043   |
| 税引前当期純利益        |         | 667,532   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 230,706 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △13,721 | 216,985   |
| 当 期 純 利 益       |         | 450,546   |

株主資本等変動計算書

( 自 2024年 3 月 1 日 )  
( 至 2025年 2 月28日 )

(単位：千円)

|                     | 株主資本    |           |            |                                  |           |           |
|---------------------|---------|-----------|------------|----------------------------------|-----------|-----------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金     |            |                                  | 利益剰余金     |           |
|                     |         | 資本準備金     | その他資本剰余金   | 資本剰余金合計                          | その他利益剰余金  |           |
| 当 期 首 残 高           | 10,000  | 1,095,944 | 1,191,609  | 2,287,553                        | 403,457   |           |
| 当 期 変 動 額           |         |           |            |                                  |           |           |
| 当 期 純 利 益           |         |           |            |                                  | 450,546   |           |
| 自 己 株 式 の 取 得       |         |           |            |                                  |           |           |
| 新 株 予 約 権 の 発 行     |         |           |            |                                  |           |           |
| 新株予約権の取得及び消却        |         |           |            |                                  |           |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |           |            |                                  |           |           |
| 当 期 変 動 額 合 計       | －       | －         | －          | －                                | 450,546   |           |
| 当 期 末 残 高           | 10,000  | 1,095,944 | 1,191,609  | 2,287,553                        | 854,004   |           |
|                     | 株主資本    |           |            | 評価・換算<br>差額等<br>その他有価証券<br>評価差額金 | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|                     | 利益剰余金   | 自己株式      | 株主資本<br>合計 |                                  |           |           |
|                     | 利益剰余金合計 |           |            |                                  |           |           |
| 当 期 首 残 高           | 403,457 | △290,245  | 2,410,764  | 3,101                            | 46,996    | 2,460,862 |
| 当 期 変 動 額           |         |           |            |                                  |           |           |
| 当 期 純 利 益           | 450,546 |           | 450,546    |                                  |           | 450,546   |
| 自 己 株 式 の 取 得       |         | △199,988  | △199,988   |                                  |           | △199,988  |
| 新 株 予 約 権 の 発 行     |         |           |            |                                  | 32,003    | 32,003    |
| 新株予約権の取得及び消却        |         |           |            |                                  | △2,443    | △2,443    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |           |            | △549                             |           | △549      |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 450,546 | △199,988  | 250,558    | △549                             | 29,559    | 279,568   |
| 当 期 末 残 高           | 854,004 | △490,234  | 2,661,323  | 2,551                            | 76,555    | 2,740,430 |

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①関係会社株式及びその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②その他有価証券

投資事業有限責任組合等への出資

持分法適用関連会社となる組合については、仮決算を行った組合の財務諸表に基づいて組合の資産、負債、収益及び費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

その他の組合については、入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を含む）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|    |       |
|----|-------|
| 建物 | 8～39年 |
|----|-------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 工具、器具及び備品 | 4～15年 |
|-----------|-------|

無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

投資有価証券（市場価格のない株式等）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| 科目名          | 当事業年度     |
|--------------|-----------|
| 営業投資有価証券     | 157,583千円 |
| 投資有価証券       | 38,178千円  |
| その他の関係会社有価証券 | 486,985千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報については、連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 3. 貸借対照表に関する注記

区分表示されたものの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

(1)有形固定資産の減価償却累計額 58,737千円

(2)関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権 398千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用 166,685千円

営業取引以外の取引による取引高 94,084千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 725,021株

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

関係会社株式評価損 176,871千円

新株予約権 26,835千円

未払事業税 20,136千円

未払賞与 20,857千円

未払株主優待費用 13,195千円

前払株式報酬費用 16,381千円

減価償却超過額 3,854千円

貸倒引当金 3,559千円

その他 12,897千円

---

小計 294,588千円

評価性引当額 △213,509千円

---

合計 81,079千円

##### 繰延税金負債

投資事業組合運用益 △12,598千円

その他 △72千円

---

合計 △12,671千円

---

繰延税金資産の純額 68,407千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類       | 会社等の名称                            | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係         | 取引の内容                 | 取引金額<br>(千円) | 科目            | 期末残高<br>(千円) |
|----------|-----------------------------------|---------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|---------------|--------------|
| 子会社      | 福島スポーツエン<br>タテインメント株<br>式会社       | 所有<br>直接88.6%             | 業務受託<br>業務委託<br>役員の兼任 | 業務受託<br>(注) 1         | 600          | －             | －            |
|          |                                   |                           |                       | 広告宣伝<br>業務委託<br>(注) 2 | 166,666      | 前払費用          | 146,666      |
| 子会社      | 識学 1 号<br>投資事業有限<br>責任組合          | 所有<br>直接14.6%             | 業務受託<br>出資の引受         | 業務受託<br>(注) 1         | 2,448        | 前受金           | 206          |
|          |                                   |                           |                       | その他報酬<br>の受取<br>(注) 3 | 22,005       | －             | －            |
|          |                                   |                           |                       | 分配金の<br>受取<br>(注) 4   | 12,583       | －             | －            |
| 子会社      | 識学 2 号<br>投資事業有限<br>責任組合          | 所有<br>直接7.0%              | 業務受託<br>出資の引受         | 業務受託<br>(注) 1         | 21,344       | 前受金           | 5,849        |
| 子会社      | 新進気鋭<br>スタートアップ<br>投資事業有限<br>責任組合 | 所有<br>直接53.2%             | 業務受託<br>出資の引受         | 業務受託<br>(注) 1         | 15,013       | 前受金           | 5,454        |
|          |                                   |                           |                       | 出資の引受<br>(注) 5        | 279,300      | －             | －            |
| 子会社      | 株式会社識学<br>グロース<br>キャピタル<br>パートナーズ | 所有<br>直接100.0%            | 役員の兼任<br>出資の引受        | 出資の引受                 | 100          | －             | －            |
| 孫会社      | 福島ウェルネス<br>株式会社                   | 所有<br>100.0%<br>(注) 6     | 役員の兼任<br>出資の引受<br>貸付  | 出資の引受                 | 10           | －             | －            |
|          |                                   |                           |                       | 受取利息                  | 89           | 未収収益          | 89           |
|          |                                   |                           |                       | 貸付                    | 80,000       | 関係会社<br>長期貸付金 | 80,000       |
| 関連<br>会社 | 新生識学パートナ<br>ーズ株式会社                | 所有<br>直接50.0%             | 業務受託                  | 業務受託<br>(注) 1         | 19,999       | 前受金           | 18,333       |
| 関連<br>会社 | 新生識学成長支援<br>1号投資事業有限<br>責任組合      | 所有<br>直接49.9%             | 出資の引受                 | 出資の引受<br>(注) 5        | 444,555      | －             | －            |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 業務受託は業務内容を勘案して、両社協議の上で決定しております。  
2. 広告宣伝業務委託は業務内容を勘案して、両社協議の上で決定しております。  
3. ファンドの売却に関する成功報酬を受け取ったものであります。  
4. 有価証券売却に係る分配金を受け取ったものであります。  
5. キャピタルコール方式による出資の引受であります。  
6. 株式会社識学グロースキャピタルパートナーズが所有しております。  
7. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

#### 8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 9. 1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 316円83銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 52円87銭  |

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月24日

株式会社識学  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 尻 慶 太 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠 田 友 彦 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社識学の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社識学及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月24日

株式会社識学  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 尻 慶 太 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 篠 田 友 彦 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社識学の2024年3月1日から2025年2月28日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また非常勤取締役との意見交換を定期的に行うなどの連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に対面またはWeb会議システム等で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに代表取締役社長と定期的に面談を行い監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り必要に応じて子会社から事業の報告を受け往査による実地調査を行いました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第

131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月25日

株式会社識学 監査役会

常勤監査役 芝 田 誠 ㊞  
(社外監査役)

非常勤監査役 小 泉 勝 巳 ㊞  
(社外監査役)

非常勤監査役 松 本 卓 也 ㊞  
(社外監査役)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | あん どう こう だい<br>安 藤 広 大<br>(1979年11月5日生) | 2002年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現株式会<br>社NTTドコモ)入社<br>2006年4月 ジェイコム株式会社(現ライク株式会社)入社<br>2010年6月 ジェイコム株式会社(現ライクスタッフィング<br>株式会社) 取締役東京本社営業副本部長<br>2012年6月 同社営業副本部長兼東京本社営業部長兼事業<br>開発部長<br>2013年1月 株式会社WEIC入社、執行役員社長室室長<br>2013年1月 合同会社KDI設立、代表社員（現任）<br>2015年3月 当社設立、代表取締役社長（現任）<br>2017年11月 株式会社ARS設立、代表取締役（現任）<br>2025年1月 株式会社アイエンター、社外取締役（現任） | 2,251,300株        |
|            | 取締役候補者<br>とした理由                         | 安藤広大氏は、設立以来、業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。<br>今後も当社の経営上な重要な意思決定及び業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                                                               |                   |
| 2          | かじ やま けい すけ<br>梶 山 啓 介<br>(1981年8月10日生) | 2005年4月 シティバンク銀行株式会社入行<br>2007年1月 株式会社エッジコネクション設立、取締役副<br>社長<br>2015年3月 当社取締役営業部長<br>2017年9月 当社取締役営業本部長兼東京営業部長<br>2018年9月 当社取締役営業本部長<br>2019年3月 当社取締役副社長兼営業本部長<br>2022年3月 当社取締役副社長兼東日本営業本部長兼西日<br>本営業本部長<br>2023年3月 当社取締役副社長兼営業本部長（現任）                                                                                                 | 156,311株          |
|            | 取締役候補者<br>とした理由                         | 梶山啓介氏は、入社以来、営業部門に携わり、幅広い業務経験および知識を有しており、現在は営業本部長として営業部門全体を牽引し、当社主力事業の拡大の中心的役割を担っております。<br>これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                                                                 |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | おお の かず み<br>大 野 一 美<br>(1953年10月26日生) | 1977年 4 月 泉和海運株式会社入社<br>1979年 8 月 日本翻訳学院入社<br>1985年 7 月 クロリンエンジニアズ株式会社入社<br>1991年10月 テクノベンチャー株式会社入社<br>1993年 9 月 NYNEX Network Systems Company入社<br>1994年 4 月 Amoco Japan Limited入社<br>2008年 4 月 有限会社パイロエンタープライズ 代表取締役<br>2011年11月 株式会社日本政策投資銀行 女性起業サポ<br>トアドバイザー<br>2019年12月 株式会社ペチュラAK 代表取締役（現任）<br>2024年 5 月 当社社外取締役（現任） | 一株                |
|            | 社外取締役候補者<br>としての理由及び<br>期待される役割の<br>概要 | 大野一美氏は、日系・外資系企業、政府系銀行などの起業支援組織及び、自身の経営する法人にて豊富な経験と幅広い経験と見識を有しており、女性取締役としてジェンダーや多様性の観点からも当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導をいただけるものと判断し、当社の社外取締役として適任であると判断し、候補者いたしました。                                                                                                                                                  |                   |
| 4 ※        | いずみ ゆうすけ<br>泉 雄介<br>(1979年 1 月24日生)    | 2000年 5 月 株式会社ビジュアルジャパン入社<br>2003年 3 月 有限会社エーピーシーアンドサンズ設立<br>2005年 7 月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現モル<br>ガン・スタンレーMUFG証券株式会社）入社<br>2013年 3 月 株式会社ディー・エヌ・エー入社<br>2015年10月 ラクスル株式会社入社<br>2021年10月 株式会社Shippio 技術顧問就任<br>2023年 3 月 株式会社UPSIDER入社（現任）                                                                                      | 一株                |
|            | 社外取締役候補者<br>としての理由及び<br>期待される役割の<br>概要 | 泉雄介氏は、ITサービスの開発及びマネジメントに関する高い専門性を有しており、前職では識学を用いた組織運営に携わった経験を有しております。AIをはじめとする先端技術に関する知見も豊富であり、当社の技術領域やIT投資に対するガバナンスにも有益な視点を提供等いただけることを期待し、当社の社外取締役として適任であると判断し、候補者いたしました。                                                                                                                                                  |                   |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 大野一美氏及び泉雄介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、大野一美氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、泉雄介氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、大野一美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、泉雄介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、保険料は原則として当社が負担しており、特約の一部を役員負担としております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2026年2月に当該保険契約を更新する予定です。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役1名の選任をお願いするものであります。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役の候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ほそ くぼ おさむ<br>細 窪 政<br>(1961年2月3日生) | 1983年4月 日本信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社<br>1989年7月 日本アセアン投資株式会社(現日本アジア投資株式会社)入社<br>2005年4月 同社執行役員<br>2007年6月 同社取締役<br>2009年7月 日亜投資諮詢(上海)有限公司(JAPANASIA INVESTMENT(CHINA)CO., LTD.)董事長<br>2012年6月 日本アジア投資株式会社代表取締役社長<br>2017年7月 グレートアジアキャピタル& コンサルティング合同会社設立、代表社員(現任)<br>2017年10月 当社社外取締役<br>2017年11月 株式会社サイサン社外取締役(現任)<br>2018年12月 株式会社エム・ティー・スリー社外監査役<br>2019年6月 株式会社ワコム社外取締役 監査等委員(現任)<br>2020年3月 ローランドディー.ジー.株式会社社外取締役<br>2020年9月 株式会社ANSeeN社外取締役(現任)<br>2023年7月 株式会社エム・ティー・スリー社外取締役 監査等委員<br>2024年7月 株式会社エム・ティー・スリー 監査役(現任) | 一株                |
| 監査役候補者<br>とした理由                    | 細窪政氏は、2017年10月から2024年5月まで当社の社外取締役を務めた他、多種多様な業種・規模の会社役員を歴任し、当社の経営について客観的かつ中立的な監査を遂行することが出来る十分な知識と経験を有しているため、監査役候補者として選任しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                   |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 細窪政氏は常勤監査役として選任するものではありません。  
3. 細窪政氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結する予定であります。  
4. 細窪政氏が監査役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、保険料は原則として当社が負担しており、特約の一部を役員負担としております。細窪政氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| なが た ゆき ひろ<br>永 田 幸 洋<br>(1978年1月29日生) | 2006年10月 弁護士登録<br>2006年10月 TMI総合法律事務所入所<br>2012年5月 ジョージタウン大学ロースクール卒業(LL.M.)<br>2013年7月 TMI総合法律事務所 復帰<br>2014年2月 カリフォルニア州弁護士登録<br>2019年1月 TMI総合法律事務所 パートナー<br>2022年2月 賢誠総合法律事務所丸の内事務所パートナー<br>(現任) | 一株                |
| 補欠の社外監査役候補者<br>とした理由                   | 永田幸洋氏は、弁護士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため当社の補欠監査役候補者いたしました。                                                                                                                           |                   |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 永田幸洋氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 永田幸洋氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結する予定であります。
4. 永田幸洋氏が監査役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、保険料は原則として当社が負担しており、特約の一部を役員負担としております。永田幸洋氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

## 会 場

東京都港区芝5-34-7

**田町センタービル 11階**

## 交通のご案内

- ・ 京浜東北線／山 手 線 **JR田町駅 西口**（徒歩1分）
- ・ 都営浅草線／都営三田線 **都営地下鉄 三田駅 A4出口**（徒歩1分）

※昨年と会場が異なりますので、ご注意ください。



●駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主様においては、株主総会開催時点でのご自身の健康状態を考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。